

# 社会福祉法人おぢや福社会報酬等支払規程

## （目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人おぢや福社会（以下「当法人」という。）定款第21条の規定に基づき、理事・監事・評議員の報酬の支払に関する事。及び、理事・監事、評議員の実費弁償、評議員選任解任委員、及び、施設運営に関する会議、研修会等の実費弁償及び謝礼等の支払いに関する事、法人事務職員・施設長・所長・管理者報酬について定めることを目的とする。

## （理事・監事・評議員の報酬等）

第2条 理事・監事の報酬は、年額5万円とする。

2 評議員の報酬は、年額3万円とする。

## （理事・監事、評議員の実費弁償等）

第3条 理事・監事、評議員の実費弁償は、次のとおりとする。

（1）小千谷市内については1回5千円とする。

（2）小千谷市外については1回8千円及び高速料金とする。

## （評議員選任解任委員）

第4条 評議委員選任解任委員の報酬は、委員会1回あたり5千円とする。

2 実費弁償は1回5千円を支給する。

## （施設運営に関する会議、研修会等謝礼）

第5条 施設運営に関する会議において、施設外（行政を除く）からの出席者には実費弁償として1回2千円を支給する。

2 研修会等の講師謝礼については上限を1回2万円までとし、施設長（又は所長）と運営担当者で相談の上、決定する。

3 研修会等の講師には、実費弁償として1回5千円までを支給することができる。

## （法人事務職員、施設長・所長・管理者手当）

第6条 法人事務統括を行う、統括施設長には月額3万円を支給する。

2 本部付管理者には月額3万円を支給する。

3 施設長・所長・管理者には月額3万円を支給する。

## （報酬・実費弁償等の支給方法）

第7条 理事・監事・評議員報酬、法人事務職員報酬等については指定口座への振り込みとする。

2 会議等に出席した時はその都度、現金支給する。

(出張旅費)

第8条 理事・監事・評議員が法人業務のため出張する場合は、出張旅費規程に基づき支給することができる。

(公表)

第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て定めることとする。

附 則

この規程は、令和03年03月22日全部改訂